

# 青少年育成指導者養成推進事業

## (1) 青少年育成推進指導員の設置

- 実施主体 青少年育成鳥取県民会議
- 設置期間 2年間（任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日）
- 設置個所 県内全域
- 設置人数 39名 各旧市町村地区単位ごとに1名を委嘱

根拠規程（青少年育成推進指導員設置要綱）

青少年の健全意欲を地域社会にくまなく浸透させ、あわせて地域における青少年育成推進体制の整備及び組織の強化をはかるため、青少年育成推進指導員（以下「指導員」という。）を設置する。指導員の総数は39名以内とし各市町村にそれぞれ1名置く。但し、平成16年4月1日以後において市町村合併をした場合においては、当該合併前の各市町村を地区として、当該地区に指導員を置くことができる。

## (2) 青少年育成推進指導員の研修・活動内容

- ① 令和7年4月22日(火)倉吉体育文化会館

委嘱状交付式

推進委員の役割・各地区活動報告・令和7年度年度計画の説明・ブロック別協議

- ② 青少年育成者ブロック別活動予定

地 区	期日・会場	主な研修内容
東 部	令和7年7月8日(火) 八頭町安部地区公民館 廃校利用の視察	・各推進員、協力員の役割について ・情報交換 ・廃校利用の視察
中 部	令和7年9月2日(火) 湯梨浜町	・鳥取県における青少年育成について説明 ・情報交換 ・カプラ体験
西 部	令和7年10月2日(木) 江府町役場 奥大山サントリー水工場見学	・鳥取県における青少年行政に係る施策説明 ・西部市町村の取り組み状況・情報交換 ・サントリー水工場見学

- ③ 青少年育成推進指導員等研修会の開催

会 場	主な研修内容
11月末定	・青少年育成推進指導員・育成アドバイザー合同研修会 ・講演 「 」 講師 ・情報交換